

# 業務委託設計書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
履行場所	京都市上京区葭屋町通中立売下る北俵町317番地 他				
路線名又は河川名等					
委託業務名	元京都市立聚楽小学校他1校塀改修工事に係る設計業務委託				
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 8月28日まで				
事業課(所)名	教育環境整備室	単価使用年月	令和 年 月		
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
前払金支出		単価地区			

京都市 教育委員会

チェック欄	

委託概要

塀改修設計			施設	2	
現地調査	施設	2	詳細設計	施設	2
打合せ	業務	1			

委託理由

本件は、安全性を確保することを目的とした塀改修工事を発注するに当たり、必要な資料を作成する設計業務委託である。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消 費 税 相 当 額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

# 京都市 教育委員会

## 積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2026年3月
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月
基 準 適 用 年 月	2026年3月
単 価 地 区	2601: I 地区

## 見積参考資料

本委託の積算で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

### 【現地調査】

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
現地調査（一般調査）		施設	1.0	内1-1
現地調査（支障物件調査）		施設	1.0	内1-2
調査図作成		施設	1.0	内1-3
調書作成（支障物件調査含む）		施設	1.0	内1-4
数量計算書（撤去工）		施設	1.0	内1-5

#### 内1-1 現地調査（一般調査）

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(A)		人	0.55	
技師(B)		人	0.55	

#### 内1-2 現地調査（支障物件調査）

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(A)		人	0.35	
技師(B)		人	0.35	

#### 内1-3 調査図作成

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(C)		人	1.10	

#### 内1-4 調書作成（支障物件調査含む）

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.55	

#### 内1-5 数量計算書（撤去工）

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技術員		人	2.20	

## 【詳細設計】

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
設計計画		施設	1.0	内2-1
設計図面		施設	1.0	内2-2
数量計算		施設	1.0	内2-3
関係機関との協議資料作成		施設	1.0	内2-4
照査		施設	1.0	内2-5
報告書作成		施設	1.0	内2-6

## 内2-1 設計計画

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(A)		人	1.10	
技師(B)		人	0.95	
技師(C)		人	1.20	

## 内2-2 設計図面

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(C)		人	0.55	
技術員		人	1.10	

## 内2-3 数量計算

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技術員		人	2.20	

## 内2-4 関係機関との協議資料作成

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.55	

## 内2-5 照査

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.10	
技師(A)		人	0.22	

## 内2-6 報告書作成

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(C)		人	1.10	

## 【アスベスト含有調査】

1施設当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価 (円)	備 考
アスベスト含有調査		施設	1.0	98,950	管理費区分「9」

# 業務委託料内訳書

業務名	元京都市立聚楽小学校他1校塀改修工事に係る設計業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 設計業務	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
設計業務		式	1					
設計		式	1					
塀改修設計		式	1					
現地調査		施設	2					
詳細設計		施設	2					
共通		式	1					
共通(設計業務)		式	1					
打合せ等		式	1					
打合せ	中間1回	業務	1				内 1号	
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(設計)		式	1					

# 業務委託料内訳書

業務名	元京都市立聚楽小学校他1校塀改修工事に係る設計業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
調査		式	1				
アスベスト含有調査	N=1検体	施設	2				
直接原価（その他原価除く）		式	1				
その他原価		式	1				内 2号
一般管理費等		式	1				内 3号
設計業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				
設計業務委託料		式	1				

# 1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	打合せ	中間1回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ		業務	1			内 4号
	合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	その他原価						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接人件費（設計業務）		式	1			
	$\alpha / (1 - \alpha)$		%				
	その他原価		式	1			
	合計						



# 特記仕様書

**委託業務名** 元京都市立聚楽小学校他1校塀改修工事に係る設計業務委託

**履行箇所** 京都市上京区葎屋町通中立売下る北俵町317番地 他

**第1条** 本件は、安全性を確保することを目的とした塀改修工事を発注するに当たり、必要な資料を作成する設計業務委託である。

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和8年2月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

**第2条** 次の事項については、独自の判断で履行せず、必ず監督員に報告して確認を得なければならない。

また、確認後速やかに打合せ簿を提出すること。

- (1) 設計図書に明示していない事項の処理。
- (2) 設計変更に係る事項の処理。
- (3) 地元及び学校関係者との協議に係る事項の処理。

**第3条** 委託料の支払い条件は、次のとおりとする。

1 契約書第46条・47条関係

- (1) 前払金 : 前払金は、各年度の履行高予定額の30%以内とする。ただし、受注者より請求があった場合のみ支払う。
- (2) 部分払 : 部分払は行わない。
- (3) 完了払 : 完了後に支払う。

**第4条** 土木設計業務の打合せ等

- 1 土木設計業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとする。ただし、中間打合せは、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 2 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち合うものとする。
- 3 地元及び学校関係者との協議等について、打合せ協議記録簿を作成し、監督職員と協議のうえ、実施設計を行うものとする。

**第5条** 赤黄チェック

本業務における詳細設計業務の照査においては、成果品を取りまとめるに当たって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図と設計計算書間、設計図と数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして、わかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。

赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

## 第6条 照査技術者の配置

本業務は照査技術者を配置し、下記に示す内容によるものとする。

- (1) 受注者は、設計業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、第1108条に規定する資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査項目及び照査内容等を明記した照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (4) 照査技術者は、詳細設計照査要領<sup>※</sup>に定める業務の節目毎（詳細設計照査要領の対象工種以外の場合は、別途定める業務の節目毎）にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする。なお、赤黄チェックの根拠となる資料は、成果物として提出する必要はない。（詳細設計のみ）
- (6) 照査技術者は、上記(4)に定める業務の節目ごとの照査報告書および報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。管理技術者は、照査報告書の内容を確認し、管理技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ発注者に提出するものとする。

※「詳細設計照査要領」は、国土交通省ホームページ内の次のアドレスに掲載されている。  
([https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical\\_information/consultant/verification/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/consultant/verification/index.html))

## 第7条 照査技術者による照査

本業務における照査は、以下に示す業務の節目毎に照査技術者が実施するものとする。また、節目毎に作成した資料は、共通仕様書第1108条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

- (1) 基本条件の決定時
- (2) 細部条件及び構造項目の決定時
- (3) 設計計算書、詳細図、数量計算書及び施工計画書の作成時

## 第8条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実にを行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

## 第9条 その他の特記事項

- 1 受注者は、工事に伴う許認可を受けるために必要な資料の作成並びに手続きに協力し、成果品の修正及び補充が必要となった場合は、速やかにこれを行うものとする。

この場合、請負金額の変更は行わないものとする。

- 2 成果品納入後であっても、成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

**第10条** 共通仕様書等に対する特記事項は、次のとおりである。

## 設 計 業 務

### 第 1 編 共 通 編

#### 第 1 章 総 則

##### 第1113条（資料の貸与及び返却）

設計参考資料として下記のことを貸与する。

- (1) 現況平面図

##### 第1116条（土地への立入り等）

- (1) 受注者は、業務において学校敷地への立入りをする場合、あらかじめ身分証明書の交付願いを発注者に提出し、交付を受け、これを携帯していなければならない。
- (2) 現地調査を実施する場合、調査班のうち1人は必ず自己の身分証明書を携帯して、業務にあたるものとする。
- (3) 身分証明書は学校関係者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。

##### 第1117条（成果物の提出）

- (1) 受注者は、下記の成果品を提出するものとする。

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
実 施 設 計	設計図	位置図	S = 1/2500	工事場所等
		計画平面図	S = 1/250	整備計画等
		計画横断面図	適宜	現況・計画線記入
		各種構造詳細図	適宜	
		擁壁展開図	適宜	必要に応じて
		撤去平面図・構造図	適宜	
		仮設・施工計画図	適宜	施工計画等
	設計計算書	安定計算書		フェンス基礎、 擁壁は必要に応じて
	数量計算書	数量計算書		
	その他	設計報告書		
打合せ記録簿				
照査報告書				

- (2) 成果図書の提出内容については、監督員が指示する。

## 第 2 章 設計業務等一般

### 第 1206 条（設計業務の内容）

本業務の対象施設は以下の 2 施設とする。

- ・元京都市立聚楽小学校（参考延長：76.4m）
- ・元京都市立有隣小学校（参考延長：51.8m）

#### （1）現地調査

- ・一般調査として、現況塀の延長、高さ、厚さ、控壁、基礎形状等を確認する。
- ・基礎形状の確認は、必要に応じて試掘等を行うこと。
- ・工事に支障となる支障物件（水道、電気、ガス、樹木、フェンス、掲示板、標識、倉庫、電柱、花壇、記念碑、石碑等）を確認する。
- ・調査結果を基に、調査図及び調査調書を作成する。
- ・工事発注に必要な撤去及び支障物件について、数量の算出及び見積書の収集を行う。
- ・既設塀壁面のアスベスト調査（各校 1 検体）を行うこと。

#### （2）詳細設計

- ・新設するフェンス（メッシュフェンス、目隠しフェンス等）について、詳細設計を行う。
- ・フェンスの種類に応じたフェンス基礎について、詳細設計を行う。
- ・学校敷地側と道路側で高低差のある改修箇所については、高低差を踏まえて基礎設計（必要に応じて擁壁の設計を含む）を行う。また、安定計算を行う。
- ・プール施設に隣接している改修箇所については、施設の復旧（プールサイドの床板復旧等）を含めて設計計画を行う（元聚楽小学校）。
- ・改修箇所の状況に応じた施工方法の検討及び仮設計画を行う。
- ・必要に応じて、施工に伴う交通規制の計画を行う。
- ・工事発注に必要な図面及び数量計算書の作成を行う。
- ・関係機関との協議に必要な資料の作成を行う。関係機関は、京都市の都市計画局景観政策課及び風致保全課、文化市民局文化財保護課を予定している。
- ・報告書として、計画内容について、参考文献、基準等の準拠した資料整理、計画に至った内容等を整理してまとめる。
- ・工事の積算に必要な単価の見積徴収（3 社以上）を行い、見積一覧表の作成を行う。
- ・成果品の内容について、照査技術者により照査を行う。

### 第 1209 条（設計業務の条件）

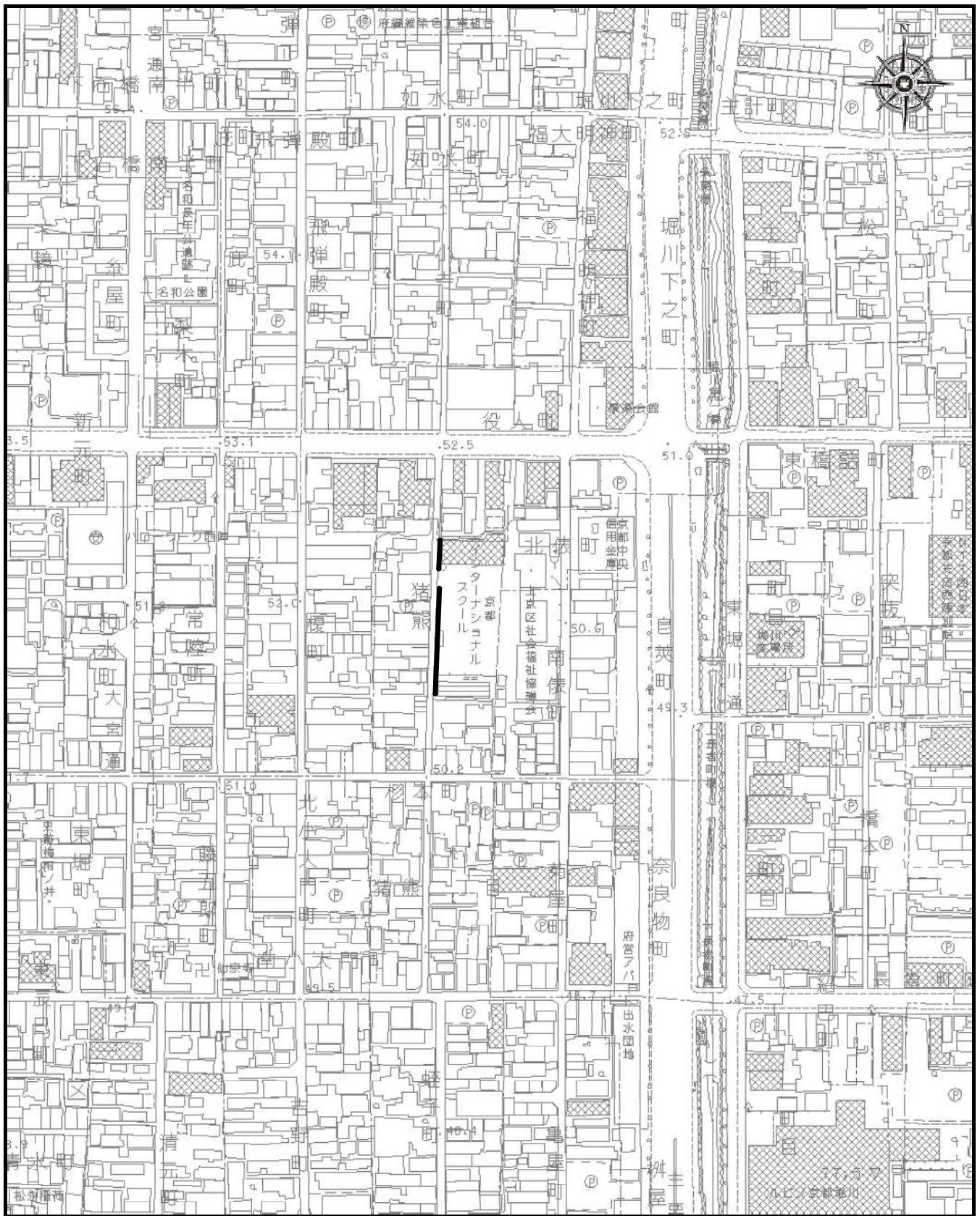
- （1）設計は、現地調査及び設計条件などから実施設計を行い、今後想定される工事に係る費用を予定するために必要な資料を作成する。
- （2）施工計画について、住宅や道路など周辺の状況を考慮して策定すること。
- （3）平面図は、貸与する現況平面図を利用し、スキャナー等により設計図面として編集すること。
- （4）縦横断計画は、調査結果から得られた断面をもとに計画平面図と矛盾がないよう作成すること。
- （5）構造物設計は、構造物が施工可能な形状・寸法を決定し、図面を作成すること。また、仮設構造物についても同様とする。
- （6）重要な構造物については、構造計算を行うこと。

- (7) 小構造物設計は、舗装、雨水樹、側溝等の断面決定及び図面作成とする。
- (8) 数量計算書及び数量集計表は、土木計算、構造物材料計算、設計計上数量等、一般的な工事の積算に必要な数量とする。
- (9) 図面の規格、数量算出基準、図面縮尺、報告書等については、監督員と協議すること。
- (10) 受注者は、基本計画及び各種設計図の表示方法並びに数量計算については、監督員の指示に従うものとする。
- (11) 数量計算書については、表計算ソフト Excel により作成し、拡張子 xlsx を使用する。設計図面等については、CAD により作成し、使用する拡張子は監督員の指示に従うものとする。これらのデータファイルについては、CD-R に格納し、成果品として納品すること。
- (12) 納品対象の CD-R については、「業務名称」、「作成年月日」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」を表面に直接印刷またはラベル印刷したものを貼付けること。ウイルスチェックに関する情報は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」もしくは「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。また、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。

#### 第 1211 条（設計業務の成果）

総括数量表及び数量集計表については、工事内容区分に従って作成することとし、工種等は公園緑地工事工種体系ツリー図（令和 7 年 5 月 国土交通省都市局 公園緑地・景觀課）に準拠して整理すること。これにより難しい場合は監督員の指示に従うこと。

# 元京都市立聚楽小学校 位置図

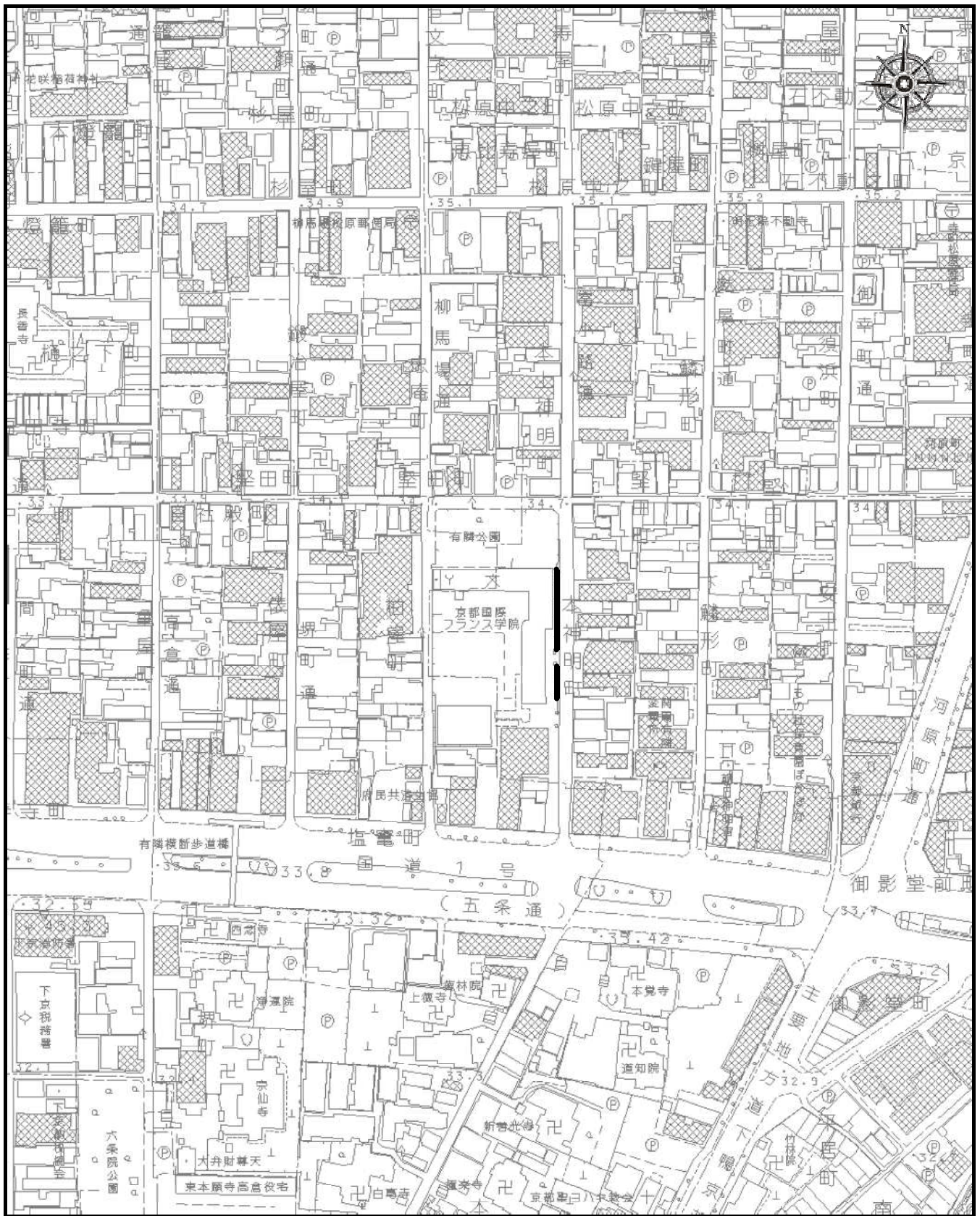


1 / 2500

【凡例】

— : 委託箇所

# 元京都市立有隣小学校 位置図



1 / 2500

**【凡例】**  
**—** : 委託箇所